

## 変更理由書

- ①修道院に工事内容について説明したところ、仮設用多目的トイレの要望があったため、追加設置するもの
- ②仕上げ材料の確認協議の中で、多治見市公共施設デザインアドバイザーの意見に基づき、当初設計にない材料や異なる材料を採用することになったため、材料を追加及び変更するもの
  - ・ 外壁タイルをポータータイルから二丁掛タイルに変更するもの
  - ・ 80周年記念のサインタイルを外壁下部に追加するもの
  - ・ 視覚障害者の施設利用に配慮し、木目調タイルの一部を視覚障害者用タイルに変更するもの
  - ・ 視覚障害者の施設利用に配慮し、外壁に触知案内板を追加するもの
- ③当初設計において、内部腰壁タイルは既設を残し一部を補修する予定であったが、下地モルタルに広範囲の浮きがあることが判明したため、落下事故防止の観点から、全面張替えに変更するもの
- ④外壁とアーケードの取合い部分の雨仕舞を考慮し、軒樋上部の外壁仕上げをタイル張りではなく、板金加工で仕上げるよう変更するもの
- ⑤自動閉鎖装置付引戸のメンテナンス及び仕上がりを考慮し、現場での「仕上塗装」を取止めとし、メーカーによる「焼付塗装」に変更するもの
- ⑥女子便所の用具入れの盗難防止を考慮し、「取手」を「鍵付取手」に変更するもの
- ⑦契約電力の変更（15A→30A）により、既設ケーブルでは許容電流を超過するため、電気メーターから電灯分電盤までのケーブルの取替を追加するもの
- ⑧当初設計において、照明器具のセンサー機能に重複が生じたため、光電式自動点滅器と人感センサースイッチを取止めとし、照明器具Cを明るさ及び人感センサーの機能のある機種に変更するもの
- ⑨当初設計において、換気扇配線は照明器具からの分岐配線となっているが、照明器具の明るさセンサーにより、昼間は換気扇が作動しないため、換気扇配線を別系統とするもの
- ⑩当初設計において、200φ用の換気扇取付とされているが、図面と異なるスリーブ径であったため、100φ用の換気扇に変更するもの
- ⑪女子便所解体作業時に土間コンクリートに埋設された電気配管が確認されたが、劣化により既設利用ができないため、電気配管の撤去及び新設を追加するもの
- ⑫当初設計において、埋込ボックスは「既設利用」とされているが、腐食や破損等により既設利用ができないものがあるため、埋込ボックスの一部を「取替」に変更するもの